

平成 20 年 6 月 27 日

秋山 倫之 先生

日本小児科学会中央資格認定委員会  
委員長 郡 建男

“学会専門医認定者の国外留学先提出書類に、在籍研修機関・在籍研修期間の証明を学会が行うことについて”

諸般の事情から、お返事大変遅くなり申し訳ありません。お申し出の件に関してお答えいたします。

今回ご提示いただいた留学に関するフォームの中、

(c) の専門医資格を有することに関しては証明できます。また、最後の専門医認定機関に関する部分もお書きできますが、

(d) の卒後研修を行ったことに関する証明は、そのままでは出来ません。

認定医・専門医試験受験に際し、受験資格の有無を判定するために、研修歴の証明が必要となります。小児科学会は「研修修了証明書」として、各研修施設の指導責任医から、受験者がその研修機関に在籍し・研修したことを証明した書類を作成・添付していただいております。

学会はこの書類によって研修歴の確認を行っておりますが、この書類作成の責任は各研修施設にあります。学会がそこに記載されていることをそのまま確認せず、学会の責任において他者に対し証明するのは民法上も問題となるそうです。つまり、証明しようとしても単純には出来ないとのことです。

が、向上心に燃え海外留学に向かうことを学会としては出来るだけ応援・支援したいとの基本的考えから、今後は民法上も問題のない、次の如き要領で要請に応えていきたいと思っております。宜しく願い申し上げます。

- ① 小児科学会所定の用紙を使用し在籍していた施設から在籍・研修の証明を戴く  
所定用紙には記載証明されたことを学会が他のフォームに証明することの許可を求める記載あり
- ② 申請者個人から学会宛に記載・押印された所定用紙を郵送
- ③ 記載事項の確認を学会事務局が各機関に対し行う。
- ④ 今回お示しいただいた所定のフォームに学会が記載し証明する。

大変面倒な段取りとなりますが、社会の仕組みとしてはこのような段取りが必要となるそうです。

早速にこの段取りで事務手続きが執り行われるようにいたしましたので、今後は十分な時間的余裕を持ってご依頼いただければ、今回のようなことにならずにすむと思っております。

宜しくお伝えください。